

令和元年度 第2回浜松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 令和元年12月16日(月) 19時00分～20時20分
2. 場 所 浜松市役所 本館8階 全員協議会室
3. 議 題 (1) 国民健康保険事業の健全な財政運営について
ア 事業の状況について
イ 令和元年度決算見込について
ウ 令和2年度収支見込について
(2) その他

出席者 野澤 英子 前嶋 恭代 黒柳 寿一
磯部 智明 村上 祐介 品川 彰彦
山中 千恵子 高貝 亮 入江 晶子

《開会》

《鈴木副市長より諮問・挨拶》

《会長挨拶》

《会議及び会議録の公開》

高貝会長：議事が円滑に進みますよう、ご協力をお願いいたします。本日は、全委員が出席しておりますので、浜松市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により、会議は成立します。

では、会議及び会議録の公開につきまして、委員の皆様方にお諮りします。

本日の議題は、「国民健康保険事業の健全な財政運営について」が主な内容となっています。原則どおり公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

高貝会長：それでは、本日の会議及び会議録については、公開することとします。なお、本日の議事録署名人は、被保険者の代表である野澤英子委員と保険医又は保険薬剤師の代表である村上祐介委員にお願いします。

では、傍聴希望者がいましたら、入室してもらってください。

《傍聴希望者入室》

《議題》

高員会長：それでは、議題に入ります。

皆様のお手元には、ただいま副市長からお受けしました諮問書の写しをお配りしてあります。この諮問にあります、令和2年度の国民健康保険料率等につきまして、運営協議会としての答申を来年1月中旬に提出したいと考えております。本日の協議会で収支見込などを説明いただき、委員の皆さんからご意見を頂戴しまして、次回の協議会で、答申に向けての審議を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の進め方につきましては、議題に沿って事務局から説明していただき、その都度、質疑、意見交換を行いたいと思います。

はじめに、(1)国民健康保険事業の健全な財政運営について、「ア 事業の状況について」事務局から説明をお願いします。

《桔川グループ長から説明》

高員会長：事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

野澤委員：被保険者の高齢化が進んで、1人当たり医療費が毎年上がっていくということですが、今後高齢化が進んでいくことで国保の運営にどのように影響があるのでしょうか。

安間課長：被保険者の高齢化が進んだ場合、給付費総額は、被保険者の減少によって減っていくとは思いますが、1人当たりの医療費は上昇していくと見込まれます。被保険者の高齢割合の上昇は、引き続き国保の財政運営に大きな影響があり、それは構造的な問題でもあると認識しています。

そういった意味で、医療費が適正化されるような健康づくりという側面も大事であると考え、市としては、特定健診なども積極的に受診していただくように勧奨を行っています。こうした取組みを進めながら、医療費の適正化について被保険者の皆様に働きかけをしていきたいと考えています。

黒柳委員：3ページの収納率ですが、収納率向上に対してどのような取り組みを行っているか教えてください。

また、累積滞納額が30数億円あったと思いますが、この削減はどのような進み具合でしょうか。

安間課長：収納率向上に関しましては、第4期アクションプランを策定し、5年間の取組

みをスタートしたところです。その中で3つの指標を設定しております。

1つ目は現年分保険料の収納率向上、2つ目が口座振替率の向上、3つ目に累積滞納額の削減を掲げています。

1つ目の現年分収納率の向上については、納期を過ぎても納めていただけない方には督促状を発送しています。督促状でも納めていただけない方には催告書を送付し、それでも納付が確認できない場合は、預金調査等をさせていただき、納付資力のある方には預金差押え等を行い、収納率向上に努めています。

また、コンビニエンスストアでの納付は、非常に利便性が高いため、分割納付の方も、コンビニエンスストアで納められるように納付手段の拡充も行っています。

2つ目の口座振替率の向上については、加入時に速やかに口座振替の申込みをしていただくよう案内しています。また、用紙での申込みではなく、キャッシュカードがあれば簡単に口座振替登録ができるペイジーも導入して登録促進をしています。

また、3つ目の累積滞納額については、平成28年度は43.5億円だったものが、平成30年度は33億円に減少しています。納付資力がある方に対しては、きちっと納めていただくよう差押えを行い、累積滞納額の削減の取組みを進めているところです。

品川委員：最近ナッジ理論に関して、ヘルスケアの分野で厚労省が受診率向上施策を示しているところですが、特定健診の受診率向上のためにナッジ理論を用いて、各地でいろいろな成功例が示されていると思います。そういったものを本市で取り入れる予定がありましたら、教えていただきたいと思います。

安間課長：ナッジ理論に関しましては、昨今非常に注目されているものと認識しています。行動経済学を使って、被保険者の方々に行動変容を促すことに関しては、この特定健診についても非常に重要であると考えています。

具体的には、他の政令市でナッジ理論を使った施策を特定健診事業でやっているどうか、また、実施した都市の成果等も調査しています。

その結果を分析して、可能であればナッジ理論を使った施策事業が展開できたらと考えておりますので、引き続き検討していきたいと考えております。

品川委員：成功事例を積極的に活用することも大事だと思いますので、検討をお願いします。

山中委員：預金の差押えについて、市税も滞納していた場合、市税が優先されて、国保まで差押えできるものでしょうか。また、税金には延滞金がありますが、国保で

も延滞金はかかっているのでしょうか。

安間課長：税と国保の両方を滞納されている方もいます。その場合には、収納対策課と情報共有できる仕組みができていますので、共有しながらきちっと納めていただくための収納体制でもって取り組んでいるところです。

差押えに関しましては、預金を調査した結果、預金がない方もいらっしゃることも事実です。資力のない方に差押えをするわけにはいきませんので、そういう方には執行停止をしております。もちろん預金がある場合には差押えを行い、滞納分の保険料に充当しています。預金差押えにより収納できているケースは多くあるため、滞納額削減には有効な手段と認識しており、収納率向上のためにも差押えは行っていく必要があると考えています。

2点目の延滞金に関しては、国保も同様に徴収しております。被保険者の方には納期内納付をお願いしています。

前嶋委員：2ページの保険給付費の見込みが年々減少していますが、医療費が抑えられている要因を教えてください。

座馬補佐：保険給付費については、2ページ下の表にありますように、療養給付費、療養費、高額療養費の3つを合わせた金額になります。その中で一番大きなウェイトを占めるのが療養給付費になりますが、今年度は441億円余りの見込みになっています。療養給付費は、医療機関の窓口でお支払いする自己負担分を除いたもので、国民健康保険が負担する分になります。保険給付費が年々減っているのは被保険者の減少が主な要因です。これ以外にもジェネリック医薬品の普及が非常に進んでいることなども考えられますが、その一方で、1人当たりの給付費については、毎年増加傾向になっています。一人当たりの伸びにつきましては、被保険者が高齢化することで医療機関にかかる割合が増えるほか、新たな治療薬の開発など、医療の進歩によって増加しているものと考えています。

高貝会長：ありがとうございました。

そのほかご意見、ご質問がないようでしたら、次に「伊 令和元年度決算見込について」事務局から説明をお願いします。

《桔川グループ長から説明》

高貝会長：事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

村上委員：5ページの⑤基金積立金に関して、基金の運用益はどのようになっていますか。

桔川G長：昨年1年間の運用利息として、プラス24万円ほど出ています。

黒柳委員：今年度の見込みですが、5億円の収支残高が出るということでした。

前年度の繰越金が17億円で来年度へは5億円の繰越なので、単年度でみれば今年度は12億円の赤字になるということでしょうか。

全体が760億円ほどあるので、大きな額ではないのかもしれませんが12億円の振れ幅がどの程度のものなのか知りたいです。

基金が21.8億円ありますが、振れ幅に対して安心なものか教えてください。

安間課長：単年度で考えますと収支は赤字になります。

一方で、平成29年度に33億円の剰余金があったわけですが、そのうち国への返還金が10億円ほどありました。このため、差引23億円ということになります。国保の財政規模からしますと、それほど大きい数字とは認識しておりません。ただ、医療費が急激に増加すると、県に納める事業費納付金に影響が出てきますので、そういった意味では、剰余金があったからと言って安心はできないと考えております。

幸いにも平成30年度末時点での基金残高が21.8億円あります。本市において基金残高の目標値を定めているわけではありませんが、過去に基金残高が39億円ほどあった時期もあり、21億円が決して多いとは思っていません。事業費納付金を納めるための歳出管理を行い、歳入面では保険料収入をしっかり確保する取組みを行って健全な財政運営を進めていくことは必須であると思っています。

野澤委員：4ページの⑤一般会計繰入金（その他分）ですが、医療費助成事業の実施による事業費納付金増額分のみを繰り入れ、となっていますが、具体的な内容を教えてください。

安間課長：市の単独事業として、小中学生や障がい者の方などへの医療費助成事業を実施しています。この助成を行うことで、医療機関への受診が増えてしまう、より医療機関に受診しやすくなってしまうマイナス効果があると、国の方では捉えております。こうした考え方により、国から県に出す補助金が減らされています。県はその減額分を市が納める事業費納付金に上乗せしますので、その上乗せ分を一般会計から繰り入れています。この繰入金は、歳出の事業費納付金に充てる仕組みになっています。

前嶋委員：基金はどのような場合に使えるのか教えてください。

安間課長：医療費が感染症などで突発的に増加した場合、県に納める事業費納付金が大きくなる可能性があります。大きくなってしまった事業費納付金をすべて被保険者の皆様から納めていただく保険料で賄うわけにはいきません。

市の基金条例に基づき、そうした場合には基金を取り崩して、保険料の上昇抑制に充てることができるかと定めておりますので、条例の規定に沿って活用できるようになっています。

高貝会長：ありがとうございました。

そのほかご意見、ご質問ないようでしたら、次に「ウ 令和2年度収支見込について」事務局から説明をお願いします。

《桔川グループ長から説明》

高貝会長：事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

黒柳委員：先ほどの説明の中で、1人当たりの給付費が上がっている中で高齢化率も上がっており、新薬の話もありました。10月に国保連合会の研修会に行かせていただいて、その時にお話を伺ったのですが、難病に効果のある新薬が開発されて大変ありがたいと思う反面、非常に高額な新薬が出て、3,000万円以上もかかる。ただ、高額療養費があるので本人の負担限度額を超えた分はすべて保険給付されるということでした。

治療薬ができたのは大変良いことだと思いますが、そのような場合の手当てがどうなっているのかと心配になりました。

こうした超高額な新薬が出たときは、それに応じて国の支援も必要かと思いますが、要望等されているのか伺います。

安間課長：高額薬剤の一例として、白血病治療薬のキムリアやがん治療薬のオプジーボが保険収載され、一時、その年度の保険給付費に影響が出たことは事実です。

例えば、キムリアのような高額薬剤が保険収載された場合の保険財政への影響に関しては、委員がおっしゃるとおり、自己負担は限度額が定められているので、仮に高額薬剤を使っても負担が高額になることはありません。保険制度の中でそのような手当てをする仕組みができています。ただ、高額薬剤が保険収載されることによって、保険者の財政に影響が出ることは事実ですので、本市

としても政令市会議を通じて、毎年国に要望を挙げています。保険者が財政健全化のために頑張っている努力を水泡に帰さないように、国においても適正な薬価を設定していただきたいこと、また、保険者に対する財政的な措置をしてほしいことを要望事項として挙げております。そういった形で高額薬剤の保険収載に関しては、制度も手当てされた中で、財政面では引き続き国からの支援をお願いしていきたいと考えています。

高員会長：ありがとうございました。

市長から諮問がありました、令和2年度国民健康保険料率等につきまして、事務局からは、保険料率を据え置いても収支は概ね均衡する見通しであるとの説明がありました。ご意見はありますか。

高員会長：現時点で、県内市町の料率や賦課方法は統一されていないですか。

安間課長：統一されていません。

高員会長：先ほど黒柳委員からご指摘があったように、剰余金が減っており、単年度で見ると厳しい状況に見える中で、来年度も据え置きで大丈夫というイメージでしょうか。

安間課長：令和2年度は、料率を据え置いても収支は取れる見込みを立てています。

ただ、保険給付費は、被保険者の方一人ひとりの健康状態によって増減がありますので、見込みが変わってきますと翌年度以降に県に納める事業費納付金に跳ね返ります。予測がつきにくい点はございますが、来年度は保険料率を据え置いても収支は取れると考えております。

高員会長：先ほど質問がありましたが、小中学生などへの医療費助成自体は、子どもをお持ちの世帯にとっては非常に助かる制度ですし、少子高齢化の面から考えても、そういった手当こそ抜本的な対策にもなるのかなと思います。

この助成制度を含めて考えても、料率を据え置いてやっていけそうな見通しでよろしいでしょうか。

安間課長：はい。

高員会長：ありがとうございました。

それでは、次回の第3回協議会では、国民健康保険料率等につきまして、本運営協議会としての結論を出し、答申に向けての審議を行いたいと思いますので、

よろしくお願いいたします。

それでは、(2)その他について、事務局からお願いします。

《座馬補佐から今後のスケジュール及び答申の説明》

高貝会長：ありがとうございました。

以上で令和元年度第2回浜松市国民健康保険運営協議会を閉会します。

議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

《閉会》

議事録署名人

被保険者代表

保険医又は保険薬剤師代表